備品管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 三島高等学校 | 食堂業者に対して貸し付けている下記の物品について、貸付けの決定及び契約の締結に関する事務処理を行わずに貸付けを行っていた。   |  |  | | --- | --- | | 品名 | 数量 | | ガステーブルレンジ、シンク付ダストシャワー、  食器消毒保管庫ほか | 29 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例】  （普通財産の貸付け等）  第４条　普通財産は、公用、公共用又は公益事業の用に供するときその他知事が公益上特に必要があると認めるときは、これを無償又は減額した価額で貸し付けることができる。  （物品の譲渡及び貸付け）  第６条  ２　第４条第１項の規定は、物品を貸し付ける場合にこれを準用する。  【大阪府財務規則】  （物品の貸付け及び交換）  第85条　物品管理者は、物品を貸し付け、又は交換することができる。  （物品の貸付期間）  第86条　物品の貸付期間は、１年以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 | | 当該物品について、食堂業者と貸付契約を締結した。  　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月22日）